下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山内　　昭和27年５月29日生
税理士名簿登録番号　第46219号
税理士事務所　沖縄県那覇市松山１丁目32番７号
住所　沖縄県宜野湾市字宇地泊276番地３

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月22日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　山本　博人　昭和27年１月15日生
税理士名簿登録番号　第95201号
税理士事務所　東京都中野区中野５丁目44番12号
住所　東京都中野区中野５丁目44番12号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成26年１月20日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年１月 30 日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　義平　大志　昭和46年８月23日生
税理士名簿登録番号　第99521号
税理士事務所　東京都豊島区東池袋１丁目31番６号三昌ビル404
住所　東京都台東区竜泉２丁目12番10―1003号日神パレステージ三ノ輪国際通り

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 30 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

１　処分をした年月日　平成26年１月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　機動建設工業株式会社　中野　正明　大阪府大阪市福島区福島４―６―31　国土交通大臣許可（特―21）第3481号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成26年１月31日から平成26年４月30日までの90日間

４　処分の原因となった事実　同社の元社員は、愛知郡広域行政組合が平成22年７月16日に執行した「平成22年度改良第５号低区配水管φ400㎜～φ500㎜布設工事（菩提寺・栗田工区）」の入札において、同組合の職員から同社の入札予定価格が同職員が推計した最低制限価格を若干上回る金額である旨を教示され、同社をして教示を受けた最低制限価格に近接した価格で入札させて同社に落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を妨害した行為を行った。また、同社の元社員は、上記の教示を受けたことに対する謝礼の趣旨及び今後も同職員が担当する工事について同社に有利な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、大型自動二輪車１台を供与し、もって同職員の職務上不正な行為をしたことに関して賄賂を提供した。これにより、平成25年７月８日に大津地方裁判所において刑法第96条の３（競売入札妨害）及び同法第198条（贈賄）により懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年１月 30 日

近畿地方整備局長　池内　幸司

１　処分をした年月日　平成26年１月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社藤岡組　森實　俊一　大阪府堺市堺区北丸保園２―４　国土交通大臣許可（特―22）第13740号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県並びに和歌山県における建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう。

⑵　期間

平成26年１月31日から平成26年２月６日までの７日間

４　処分の原因となった事実　同社は、民間企業が発注した静岡県内における建物の改装工事において、建設業法第24条の７第１項の規定に違反して施工体制台帳を作成しなかった。このことが、同法第28条第１項第２号に該当すると認められる。また、同社は、従たる営業所の新設にかかる変更届を提出することなく東京支店において建設工事の請負契約を締結した。このことが、同法第11条第１項の規定に違反し、同法第28条第１項本文に該当すると認められる。また同社は、同法第３条第１項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と請負代金が500万円以上となる下請契約を締結した。このことが、同法第28条第１項第６号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１１２９号

宮城県栗原市高清水佐野丁29番地５
申立人　髙橋　春男
本籍東京都文京区関口３丁目66番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目23番６号、死亡の場所埼玉県ふじみ野市、死亡年月日平成25年２月21日頃から平成25年２月28日頃までの間、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和33年５月17日、職業無職
被相続人　亡　水越　正美
事務所埼玉県川越市元町２丁目４番地11弁護士法人川越法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　勇気
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２５年（家）第５２１号

千葉県茂原市下永吉494番１号
申立人　ライオンズマンション茂原第２管理組合
本籍千葉県いすみ市山田6075番地、最後の住所千葉県茂原市下永吉494番地１　Ｌ・Ｍ茂原第２―202号、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日平成21年12月20日、出生の場所千葉県夷隅郡夷隅町、出生年月日昭和33年７月５日、職業不明
被相続人　亡　齋藤　英一
事務所千葉県長生郡一宮町一宮5843―11　流星ビレッジ
相続財産管理人　弁護士　松本　知世
千葉家庭裁判所一宮支部